

## 反社会的勢力の排除条項導入に伴うお知らせ

当組合では、平成19年6月に政府から公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しています。平成22年10月より普通預金規程、当座勘定規程、貸金庫規定書に「反社会的勢力の排除条項」を導入いたしました。これに加え平成24年9月より内容を一部変更し、又全ての預金規定に「反社会的勢力の排除条項」を導入することといたしました。

「反社会的勢力の排除条項」とは、新規取引のお申し込み時等に、お客様ご本人様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただき、仮にお客様ご本人が反社会的勢力であることが判明した場合等には、当組合の判断によりお取引を解消させていただくことができることを定めた条項です。

なお、本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただくこととなりますので何卒ご承知おき願います。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 改定内容

流動性預金規定集等下記の預金関連等の各種規定に反社会的勢力の排除条項を導入します。

- ・お客様が反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項に加え、免責・損害賠償条項を追加しました。また反社会的勢力の属性要件を明確化しました。
- ・各種お取引の申込の際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。

### 2. 対象規定

- ・流動性預金規定集
- ・定期預金規定集
- ・当座勘定規定
- ・定期積金規定
- ・貸金庫規定書
- ・財形規定の追加
- ・貸金庫規定書（全自動用）

### 3. 預金取引規定等に導入した反社会的勢力の排除条項

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損しまたは当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

平成24年8月